

1. 外国人雇用状況

厚生労働省が、平成28年10月末現在の外国人雇用についての届出状況を取りまとめ公表しました。外国人雇用状況の届出制度では、雇用対策法に基づき外国人労働者の雇用管理の改善や再就職支援などを目的として、すべての事業主に外国人労働者の雇入れ・離職時に、氏名、在留資格、在留期間などを確認し、厚生労働大臣（ハローワーク）へ届け出ることを義務付けています。届出の対象は、事業主に雇用される外国人労働者で特別永住者、在留資格「外交」・「公用」の方は除かれます。なお、数値は平成28年10月末時点で事業主から提出のあった届出件数を集計したもので、外国人労働者全数とは必ずしも一致しません。届出状況のポイントは、○外国人労働者数は1,083,769人で、前年同期比175,873人、19.4%の増加（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）、○外国人労働者を雇用する事業所数は172,798か所、前年同期比20,537か所、13.5%の増加（平成19年に届出が義務化されて以来、過去最高を更新）、○国籍別では、中国が最も多く344,658人（外国人労働者全体の31.8%）。次いでベトナム172,018人（同15.9%）、フィリピン127,518人（同11.8%）の順、対前年伸び率は、ベトナム（56.4%）、ネパール（35.1%）が高い、○在留資格別では、「専門的・技術的分野」の労働者が200,994人で、前年同期比33,693人、20.1%の増加。また、永住者や永住者を配偶者に持つ人など「身分に基づく在留資格」は413,389人で、前年同期比46,178人、12.6%の増加です。

ますます進む労働力減少に反比例して今後も外国人労働者数が増加していくのかもしれませんが、となると習慣などの異なる外国の方を雇用する故の労使間のトラブルも顕在化していくのでしょうか。

2. 「労働時間適正把握ガイドライン」のポイント ～H29年1月20日 厚生労働省 策定 公表～

1月20日に厚生労働省より公表となった「労働時間適正ガイドライン」。従来、事業場での労働時間管理方法は、平成13年に発出された「46 通達」というものが目安となっていたのですが、今回のガイドラインには新たに「労働時間男考え方」という項目が新たに追加されました。この項目では、労働時間とは「使用者の指揮命令下に置かれている時間のこと」であり、使用者の明示または黙示の指示により労働者が業務に従事する時間は「労働時間に当たる」とされ、業務の準備や後始末の時間、手待時間、研修等の時間であっても労働時間に該当する例も示されています。

また、「使用者が講ずべき措置」の内容が従来の通達よりもかなり具体的に示されました。特に自己申告制により始業・就業時間の確認等を行う場合の措置について、労働時間の管理者に対して「本ガイドラインに従い講ずべき措置について十分な説明を行うこと」を使用者に求めており、労働者の自己申告により把握した時間とPCの使用時間の記録等により判明した時間に“著しい乖離”が生じている場合には実態調査を行って労働時間を補正すること等を求めています。その他にも、「三六協定の延長」や「賃金台帳の調製」についての注意点も記載されていますので、本ガイドラインに一度目を通していただき、今後の労働時間管理に活用することをお勧めいたします。

3. 働き方改革実現会議 労働時間の上限を年間720時間で設定へ(1/25)

現在、労働時間の上限設定についての議論が進められていますが、先日行われた第7回働き方改革実現会議では、その基本的な方向性が示されました。現在は36協定における労働時間の限度は「月45時間以内、かつ、年360時間以内、ただし特別条項があれば上限なく時間外労働が可能」ですが、改正後は「1年間720時間（月平均60時間）」となり、違反の場合は法律に明記し罰則を課すこととなります。各種報道によれば“経営者側は100時間”、“労働者側は80時間”を主張しているとのこと、この調整が今後のポイントとなりそうです。また、状況が決まりましたら、追ってご案内をさせていただきます。

● 編集後記 ●

今号は“働き方改革”について2つ取り上げました。今、国が最も力を入れている政策の一つです。「ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭の調和）」から「ライフ・ワーク・バランス」と「ライフ（人生）」の充実が仕事より先にも言われはじめています。経営者、従業員それぞれの立場で仕事への向き合い方、考え方への変革の時期にきているといえます。（秋山）



あおぞら人事・労務サポート
 特定社会保険労務士
 秋山幸子（登録NO.13050514）
 三鷹市下連雀3-38-4
 三鷹産業プラザ307
 TEL:0422-24-8625
 FAX:0422-24-8605
 E-mail: info@aozora-sr.com
 URL: www.aozora-sr.com

責任編集: 社会保険労務士
 秋山・隅谷・玉川・安部(武蔵野統括支部)